

お知らせ

問＝問い合わせ、申＝申し込み

北 区 役 所

紫野東御所田町33-1
☎432-1181(代表)、Fax 432-0388
開庁日 土・日・祝日、年末年始

ご来庁の際は、環境にやさしい公共交通機関
をご利用ください。



自然と文化のまち北区

相 談 (無 料)

- 弁護士による法律相談**

日時 毎週水曜日 午後 1 時 15 分～ 3 時 45 分
場所 北区役所 3 階会議室
※正午から整理券（先着 15 人）を北区役所 3 階区民ふれあい相談コーナーで配付します。
（受付：午後 3 時 25 分まで）
問 地域力推進室広聴担当 ☎432-1208

■**行政相談員による行政相談**

日時 3 月 17 日（木）午後 1 時 30 分～ 3 時
場所 北区役所 3 階会議室
問 地域力推進室広聴担当 ☎432-1208

■**行政書士会による相談**

日時 2 月 25 日（木）午後 2 時～ 4 時
場所 北区役所 2 階会議室
問 京都府行政書士会第 4 支部事務局 ☎762-0505

■**司法書士会による相談**

日時 3 月 10 日（木）午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
場所 北区役所 3 階会議室
問 京都司法書士会 ☎241-2666

福 祉

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ**

保険料の納付には、**便利な口座振替をご利用ください。**

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく、とても便利です。

○**申込みに必要なもの**

国保記号番号（後期高齢者医療制度の場合は被保険者番号と徴収番号）がわかるもの（納入通知書、領収書など）、預（貯）金通帳、口座の届出印

○**申込場所**

お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険年金課の窓口

＊本人名義以外の口座から引き落とすこともできます。

＊口座振替により引き落とされるのは、普通徴収の保険料のみです。

特別徴収（年金からの引落し）による納付の方で、口座振替への変更をご希望の場合は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。

国保の口座振替の手続きにはペイジー口座振替受付サービスが便利です。

ペイジー口座振替受付サービスとは、対象金融機関のキャッシュカードがあれば、口座の届出印がなくても、簡単に口座振替の申し込み手続きができるサービスです。ぜひご利用ください（後期高齢者医療制度は対象外）。

○**対象金融機関**

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、滋賀銀行、三菱東京 U F J 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行

- 申込みに必要なもの**

キャッシュカード（受付時に暗証番号を入力していただきます。）、国保記号番号がわかるもの（保険証、納入通知書、領収書など）

申込場所 保険年金課

問 保険年金課資格担当 ☎432-1257

■**国民年金からのお知らせ**

国民年金 こんなときには届け出を

日本にお住まいの 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金の第 1 号被保険者として加入していただく（第 2 号または第 3 号被保険者の方は除く。）ことになります。

第 1 号被保険者に該当する方で加入の届け出がまだの方は、至急届け出をしてください。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間と免除期間などをあわせて 25 年以上必要です。また、加入の届け出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる場合があります。

国民年金では、退職など人生の節目にはその都度届け出が必要です。届け出を忘れると、将来、年金の請求手続きに時間がかかる場合もありますので、届け出は必ず行いましょう。

なお、日本にお住まいの 60 歳以上 65 歳未満の方、海外にお住まいの 20 歳以上 65 歳未満の日本人の方は、希望すれば国民年金に加入することができます。

国民年金第 1 号被保険者に該当するとき

○20 歳になったとき

○会社などを退職し、厚生年金保険の資格を喪失したとき

○第 3 号被保険者が厚生年金保険の扶養からはずれたとき

＊第 3 号被保険者に該当するときは、配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届け出をしてください。

問 保険年金課保険給付・年金担当 ☎432-1273

■**児童扶養手当・特別児童扶養手当について**

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は手当の一部または全部支給停止となり、児童が児童福祉施設に入所している場合などは、支給されません。

なお、昭和 60 年 8 月 1 日から平成 10 年 4 月 1 日の間に支給要件に該当された方は請求できません（父子家庭の父を除く）。

児童の年齢 18 歳に到達以後最初の 3 月 31 日までの児童（特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は 20 歳未満）

手当額（月額） 前年の所得額（手当の受給者が児童の母（父）の場合、児童の父（母）から母（父）または児童が受け取った前年の養育費の 8 割相当額を含む。）に応じて支給額が決まります。
- | | 全部支給 | 一部支給 |
|--------|----------|-------------------|
| 児童 1 人 | 42,000 円 | 9,910 円～41,990 円 |
| 児童 2 人 | 47,000 円 | 14,910 円～46,990 円 |
- ＊3 人目以降の児童は、1 人増えるごとに 3,000 円が加算されます。

問 支援保護課支援第一担当 ☎432-1284

- 特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。

児童の年齢 20 歳未満の児童

手当額（月額）

障害の程度に応じて対象児童 1 人につき

1 級 51,100 円

2 級 34,030 円

問 支援保護課支援第二担当 ☎432-1285

保 健

- 献血で、誰かのいのちを救うことができる**

月日	時間	会場
3 / 3 (木)	午前 10 時～正午 午後 1 時～ 3 時 30 分	柘野小学校

問 健康づくり推進課管理担当 ☎432-1423

北図書館

- 紫野雲林院町 44-1 市バス「大徳寺前」
☎492-8810、Fax 491-5033
開館 平日：午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分
土・日・祝：午前 9 時 30 分～午後 5 時
休館日 毎週火曜日
- ①**おたのしみ会** 2 月 20 日（土）

②**赤ちゃん絵本読み聞かせ会** 3 月 7 日（月）
＊①、②ともに午前 11 時～

■**テーマ図書**

ミニ展示 1 「健康な体をつくる」
「映像化された作品」

ミニ展示 2 「運をみかたにつける」
「ベストリーダー平成 27 年度」

児童向けミニ展示
「大きくなったら何をする？」
「まほうの・・・」

絵本ミニ展示 「ふゆのえほん」
「はるのえほん」

図書特別整理に伴う臨時休館のお知らせ
2 月 15 日（月）～ 2 月 17 日（水）

月日	時間	場所
3 / 3 (木)	午前 10 時～10 時 40 分	岩戸落葉神社 氏子会館
	午前 11 時～11 時 40 分	中川小学校
3 / 10 (木)	午前 10 時～10 時 40 分	雲ヶ畑小・中学校
	午前 11 時 20 分～ 11 時 50 分	大宮小学校
	午後 1 時～ 1 時 30 分	原谷苑東門前



市政情報総合案内コールセンター

京都いつでもコール

午前 8 時～午後 9 時（年中無休）

みなここ 661-3755 661-5855
FAX 661-5855

※番号のお間違いがないようご注意ください

Eメール（ホームページから）

京都いつでもコール 検索